

横浜市荏田コミュニティハウス指定候補者等の選定について

1 次回委員会での審査の流れ

- (1) 応募者のプレゼンテーション【公開】 1団体につき 20 分間
※説明会の参加者数を確認して決定。申請書類の提出順。パソコン等の使用を許可（ただし、事務局はスクリーンのみ用意。機器のセッティング等準備時間も時間に含める）。
- (2) 質疑応答【公開】 1団体につき 20 分間
※説明会の参加者数を確認して決定。
- (3) 審査及び指定候補者等の決定（採点、講評）

2 審査及び採点の考え方

- (1) 応募団体の 財務上、5年間の指定管理業務を遂行するにあたり問題がある場合は、採点せず、選定対象から除く。
- (2) 企業等イメージに捉われず純粹に提案内容で判断できるよう、提案課題についてはブラインド化（応募団体名を伏せた状態）した上で書類審査及びプレゼンテーション・質疑応答を行う。
- (3) 提案課題の内容に対応する選定基準項目に基づいて採点する。（別添：横浜市荏田コミュニティハウスの指定管理者選定の評価基準項目）
- (4) 指定管理者として 最低限の基準を満たしている提案内容であると判断できる 場合は、選定基準項目の細目の配点につき、60%の点数 をつける。

提案内容について評価できる点があると判断できるものについては、その評価の度合いに応じ、加算して採点する。評価できないと判断するものについては、その度合いに応じ、減算して採点する。

（例1）5点配点の項目の場合

0%	20%	40%	60%	80%	100%
0点	1点	2点	3点	4点	5点

※重要な評価基準項目（係数が2の項目）は、採点された点数が2倍されます。

- (5) 選定基準項目の細目の配点の範囲内で採点し、委員の評点を全て合算した合計点で総合評価を行う。その合計点が最も高い応募者を「指定候補者」とし、次に高い応募者を「次点候補者」とする。
- (6) 指定候補者及び次点候補者となるための 最低基準を、140点（満点）の60%（事務局案）の84点 とする。

※応募団体の全てが最低基準に達しないときは、指定候補者の選定を行わず、改めて公募を実施することとなる。

※極端に点数の低い項目がある場合（各項目の小計において、当該項目の委員の平均点が、当該項目の最高点の20%未満の項目が1以上ある場合）は指定候補者として選定しない。